認 定 住 宅 等 に 係 る 税 額 控 除 制 度

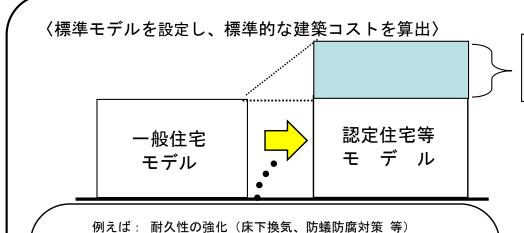
個人が、認定住宅等(※)の新築等をして、その家屋を自己の居住の用に供した場合において、その年分の合計所得金額が<u>2,000万</u>以下であるときは、一定の要件の下で、その認定住宅等について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」(650万円を限度とする。)の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除(控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除)することができる。

※ 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定建築物又は特定エネルギー消費性能向上住宅(ZEH水準省エネ住宅)に該当する家屋をいう。 「適用期限: 令和7年12月31日まで]

※ 二重下線部分は、令和6年度改正により措置したもの。

○ 【 税額控除額 】 = 「標準的な費用の額 × 10%

〇 標準的な費用の額 = 1 m 当たりの標準的な性能強化費用 × 住宅の床面積(m)



省エネ性能の強化 (断熱材の厚さ増量 等)

耐震性の強化 (壁量増加 等)

可変性の強化 (天井高の確保 等)

認定住宅等の認定基準(耐久性、耐震性、省エネ性能等)に適合するために必要となる標準的な性能強化費用 [告示で規定]

〇構造の区分に関わらず1m³当たり45,300円